

ハラスメント あなたは大丈夫？



パワーハラスメント(パワハラ)

職務上の地位や役職などの優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与えることです。

人格を否定するような言動、過大な要求、無視などが該当します。



マタニティハラスメント(マタハラ)

妊娠している、または出産した女性に対して行われるハラスメントです。

若年での出産、高齢出産のご家族に偏見を持っていませんか？少子化の時代、地域の子どもは地域のみんで育てましょう。



パタニティハラスメント(パタハラ)

マタハラのなかでも「父親」に対して行われるハラスメントのことです。

育児休業は要件に該当する全ての従業員が取得できる制度です。

職場においても、子育てに理解を深め、男性の育児に理解を示す雰囲気づくりを進めましょう。



モラルハラスメント(モラハラ)

精神的DVと呼ばれることもあり、肉体的外傷を与えず精神的に追い詰める行為のことです。しつこく責める、相手を認めない、束縛する、生活費を渡さないなどが該当します。あなたの身近な場所、職場や家庭で起こっていませんか？



セクシャルハラスメント(セクハラ)

男性、女性に関わらず行われる性的いやがらせのことです。

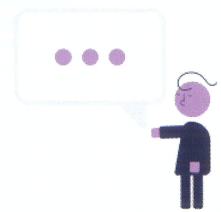
性的マイノリティの性的指向・性自認についてからかったり、批判した場合も該当する可能性があります。相手の気持ちを尊重することが求められます。



カスタマーハラスメント(カスハラ)

顧客や取引先からのクレームのなかでも、特に過剰な要求や不当な言いがかりなどのことを指します。

担当者個人で抱え込まず、組織として体制を整え、対応することが求められています。



ハラスメントとは

ハラスメント(harassment)とは、人に対する「いじめ」「嫌がらせ」などの迷惑行為です。広義には「人権侵害」を意味し、性別や年齢、職業、宗教、社会的出自、人種、民族、国籍、身体的特徴、セクシュアリティなどの属性、あるいは広く人格に関する言動などによって、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけることを言います。

〇〇〇ハラスメントになる前に...

このほかにも色々なハラスメントがあります。毎日の生活の中で、お互いを認め合える良好な人間関係を作ることが大切です。自分の人権を尊重すると同様に、相手の気持ちも尊重しましょう。

事業主はハラスメント防止のための適切な措置を取りましょう。

職場、家庭、学校などで「ハラスメント」はありませんか？

厚生労働省委託事業
ハラスメント悩み相談室
(職場でのハラスメント)



困った時、悩みがある時は一人で抱え込まず、お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番 電話:0570-003-110 子どもの人権110番 電話:0120-007-110

男女共同参画相談室(滋賀県立男女共同参画センター) 電話:0748-37-8739

東近江市人権・男女共同参画課 電話:0748-24-5620

